

争点整理の中盤以降の段階における規律の検討（２）

（専門家その他の第三者の意見）

5 第２ 専門家その他の第三者の意見について

専門家その他の第三者の意見を証拠とする手続に関する規律を見直す必要性について、どのように考えるか。

（説明）

1 第9回会議における議論の概要

10 第9回会議では、訴訟が専門化・複雑化しており、職業裁判官だけでは判断するのが難しく、専門家その他の第三者の助力が必要となる事案が増えているなど、見直しの必要性に関する幾つかの意見が出された。

（参考）日弁連会員一般向けアンケートの結果（参考資料2より）

1 専門委員【95頁】

(1) 「Q52 事実上、専門委員が意見を述べることを、経験されたことはありますか。 ※ここで、「事実上、専門委員が意見を述べること」とは、民事訴訟において、民訴法92条の2が定める専門委員による「説明」を超えて、当事者の同意等を条件とするなどして、専門委員が自らの専門的知見を踏まえた一定の見解・評価を述べることを指しています。」との質問に対し、「ある」と回答した者が約25%（731名中181名）

(2) 「Q55 【Q52で『a ある』と回答された方にお聴きします】専門委員が意見を述べることに於いてメリットを感じたことがあれば、そのメリットを以下の選択肢からお選びください（複数回答可）。」との質問に対し、

① 「意見が述べられたことにより争点整理が進んだと感じた」と回答した者が約40%（181名中76名）

② 「和解成立のきっかけになったと感じた」と回答した者が約40%（181名中73名）

③ 「専門的知見が鑑定よりも費用を抑えた形で得られたと感じた」と回答した者が約40%（181名中71名）

(3) 「Q57 争点整理手続において、民訴法92条の2の専門委員による「説明」を超えて、当事者の同意があること等を前提に、専門委員が意見を述べるこ

とを認める制度を設けることについて、どのように考えますか。」との質問に対し、「賛成である」と回答した者が約75%（731名中553名）

2 アミカス・キュリエ【97頁】

- (1) 「Q58 個別事件の争点について、訴訟当事者以外の第三者（ここでは、現行の民訴法において規定されている訴訟参加人、鑑定人、専門委員等は含まれないものとします。）が裁判所に情報または意見を提出することを認める制度（以下、そのような第三者を「アミカス・キュリエ」（法廷の友）といいます。）があればよかったと考えられる事案がありましたか。」との質問に対し、「あった」と回答した者が約25%（731名中193名）

(※) なお、事案の概要については、委員会委員向けアンケート第3弾のQ11【62頁】に記載があるが、委員会により、「必ずしも第三者に情報又は意見の提出を求めることが必要な案件とは言えないように思われる」とのコメントが付されている。）

- (2) 「Q59 アミカス・キュリエを認める制度を設けることについて、どのように考えますか。」との質問に対し、「賛成である」と回答した者が約60%（731名中446名）

2 若干の検討

- (1) 民事訴訟において必要となる専門的知見は様々な分野にわたり得るが、現行法には、専門家の知見を得る一般的な制度として、鑑定（釈明処分としての鑑定（法第151条第1項第5号）を含む。以下同じ。）及び専門委員の制度がある。

このうち、鑑定制度は、特別の学識経験を有する第三者に、専門の学識経験に基づいて、法規、慣習、経験法則など、及びそれらを適用して得た判断の結果を裁判所に報告させ、裁判所の知識を補充して、判断を可能にするための制度であり、証拠調べの一種である。平成15年改正において、鑑定人質問制度を整備する（法215条の2、テレビ会議方式による鑑定人質問として法第215条の3）など、鑑定制度の実効性を図る改正が行われた。

専門委員制度は、平成15年改正により、既存の鑑定制度に加えて、当事者が提出した主張や証拠等について特殊な分野の専門家である専門委員の説明を聴くことができる制度が設けられた。その趣旨は、医事関係事件や建築関係事件等、特殊な専門的知見が問題となる事件において、専門家に訴訟手続への機動的な関与を求めることができるようにすることで、裁判官の知見を補い、審理を充実・迅速化することにある。

5 専門委員は、非常勤の裁判所職員としての地位を有し（法第92条の5第3項、第4項）、裁判所の補助機関として、中立公平な立場から訴訟手続（争点整理、証拠調べ又は和解の手続）に関与することが予定されており、訴訟関係を明瞭にする等のため説明をすることはできるが（法第92条の2）、鑑定人の意見（法第215条）とは異なり、専門委員による説明を証拠資料とすることはできないと解説されている。ただし、専門委員が証拠調べの手続において当事者双方の同意を得て発問した場合には、その質問の結果は証拠となる（法第92条の2第2項後段）。

10 (2) 専門家の知見を得る制度の利用状況をみると、令和3年7月に公表された第9回迅速化検証報告書によれば、鑑定実施率は、建築瑕疵による損害賠償請求その他の瑕疵の主張のある建築関係訴訟では約1%（733件中8件）であるが、他方で、これらの訴訟のうち令和2年の付調停率は約42%（733件中310件）、調停委員又は専門委員が関与した事件の割合は約56%に達していることが指摘されており（また、令和2年度の司法統計によれば、建築瑕疵による損害賠償請求訴訟での専門委員の利用状況は、約15%（378件中58件）である。）、鑑定実施率が低水準であることの一つの要因として、鑑定以外の形での専門家の関与が進んでいることが考えられるとされている。

15 20 これに対し、医事関係訴訟における鑑定実施率は、約7%（647件中45件）である（また、令和2年度の司法統計によれば、医療行為による損害賠償請求訴訟での専門委員の利用状況は、約7%（647件中44件）である。）。

25 なお、令和2年度の司法統計によれば、第一審通常訴訟既済事件のうち専門委員の関与があったものの事件総数は543件であり、関与した手続別にみると、争点整理が約96%（522件）、証拠調べが約19%（103件）、和解が約36%（186件）である。

(3) また、現行法には、裁判所が第三者に必要な調査を囑託することができる制度として、調査囑託（法第186条）があるが、裁判所が、個人を含め広く一般に対し、その判断の資料となる意見等の提供を求める制度は存しない。

30 そこで、裁判所の本来の権限である法的判断そのものに関し、事柄の社会的な意義や影響等を裁判所に十分に認識させるなどして、より一層慎重な判断を可能にするとともに、意見等を提出する一般的利害関係人の利益を守る機会を与えるという趣旨から、全ての裁判所において、裁判所が、職権で、法令の解釈に関する判断の資料となる意見又は情報の提供を求めることが

5 できるような規律等を設けるべきであるとの議論がある。この議論では、当該規律の利用が想定される具体例として、敷引条項や更新料条項の消費者契約法違反が問題となる訴訟で、家主の団体や消費者団体がその適法性に関する意見書を提出する例や、預金に対する債権執行における差押債権の特定の有無が問題となる許可抗告事件において、金融機関が差押債権の識別に要する手順に関する説明書を提出する例が挙げられている。

この議論に対しては、人権訴訟、行政訴訟、公益訴訟等で有用な制度になるのではないかとの意見や、裁判所において必要性を認めるときに、下級審に意見等を提出することができることとし、当該意見等がよく吟味されるようにすることが、我が国の司法制度に馴染むのではないかとの意見がある。

10 (4) 知的財産の分野においては、近時、我が国のみならず国際的な観点から捉えるべき重要な論点であり、かつ、裁判所における法的判断が、技術開発や技術の活用の在り方、企業活動、社会生活等に与える影響が大きいとして、当事者双方の合意に基づき、第三者に対する意見募集が実施された事例があった（知財高判平成26年5月16日判時2224号146頁）。

15 そして、このような実務上の実例があったことも踏まえ、令和3年の特許法等の改正により、当事者による証拠収集手続として、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟（以下「特許権等侵害訴訟」という。）において、裁判所（法第6条第1項各号に定める東京地裁及び大阪地裁並びにその控訴審となる東京高裁）が、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般の第三者に対し、当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事項について、意見を記載した書面の提出を求めることができる制度が創設された（特許法第105条の2の11）。

25 この制度を創設する必要性については、近年の特許をめぐる情勢の変化に起因して、特許権等侵害訴訟における裁判所の判断が当該訴訟の当事者等以外の第三者に対して事実上の大きな影響を及ぼす場面が増える可能性があり、それに伴って、意見募集を行うことが望ましい事件が増加することが考えられるものの、意見募集の実施に際して全ての当事者の合意を得ることは困難な場合があるため、当事者が、合意を要件とせず、広く一般の第三者からの意見募集を行うことができる制度を創設する必要があると解説されている。

30 この第三者意見募集制度は、令和4年4月1日に施行されたものであり、制度の利用例が1件現れているようである。

(5) 小括

以上の議論や制度の利用状況等を踏まえると、専門家その他の第三者の意見を証拠とする手続に関する規律を見直す必要性については、例えば、次のような観点から検討を進めることが考えられる。

- * 事件の種類や規模に応じ、専門家その他の第三者の意見の獲得方法を多様化する観点から、新たな証拠収集制度として規律を設ける必要があるか。

5